

八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1～3.略					1～3.略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1)～(2)①略					(1)～(2)①略				
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。 [実施時期] 平成30年度～	市	<u>【位置付け】</u> 観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 <u>【必要性】</u> 来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。	<u>【措置の内容】</u> デジタル田園都市国家構想交付金 <u>【実施時期】</u> 令和4～5年度		<u>(4)から移設</u>				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。 [実施時期] 平成30年度～	市	<u>【位置付け】</u> 観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 <u>【必要性】</u> 来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。	<u>【措置の内容】</u> まちなかウォーカー推進事業 <u>【実施時期】</u> 令和5年度～		<u>(4)から移設</u>				

<p>八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業</p> <p>[内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。</p> <p>[実施時期] 令和3年度～</p>	市	<p>【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</p>	<p><u>[措置の内容]</u> <u>まちなかウォーカーブル推進事業</u></p> <p><u>[実施時期]</u> <u>令和5年度</u></p>			<p><u>(4)から移設</u></p>					
--	---	---	--	--	--	-----------------------	--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><u>(2)②、(3)へ移設</u></p>				
<p><u>(3)へ移設</u></p>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>旧柏崎小学校跡地広場整備事業</p> <p>[内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する</p> <p>[実施時期] 平成30年度～</p>	市	<p><u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。</u></p> <p><u>当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。</u></p>		
<p>八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業</p> <p>[内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。</p> <p>[実施時期] 令和3年度～</p>	市	<p>【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ることで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</p> <p>【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者</p>		

通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
市立図書館環境整備事業 [内容] 市立図書館は築34年を経過し、老朽化が進んでいるため、1984年の開館時に設置したエレベーター及び空調機器を更新し快適な環境を整備する。 [実施時期] <u>平成30年度</u>	市	【位置付け】 利用者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該設備の更新により、快適な利用環境が整備され、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	[措置の内容] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施時期] <u>平成30年度</u>	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] <u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。</u> [実施時期] 平成30年度～	市	【位置付け】 <u>観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> 【必要性】 <u>来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。</u>	[措置の内容] <u>デジタル田園都市国家構想交付金</u> [実施時期] <u>令和4～5年度</u>	

- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] <u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設</u>	市	【位置付け】 <u>観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与</u>	[措置の内容] <u>まちなかウォーカー推進事業</u> [実施時期]	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

- (1) 略
- (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
市立図書館環境整備事業 [内容] 市立図書館は築34年を経過し、老朽化が進んでいるため、1984年の開館時に設置したエレベーター及び空調機器を更新し快適な環境を整備する。 [実施時期] <u>平成30～令和5年度</u>	市	【位置付け】 利用者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該設備の更新により、快適な利用環境が整備され、「歩行者通行量」の増加に寄与するため。	[措置の内容] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施時期] <u>平成30～令和5年度</u>	

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)から移設</u>				

- (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)から移設</u>				

設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。 [実施時期] 平成30年度～		ることから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。	令和5年度～
---	--	--	--------

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(2)②、(3)へ移設				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] (1)～(2)①

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。	市	【位置付け】 観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】	【措置の内容】 デジタル田園都市国家構想交付金 [実施時期] 令和4～5年度	

--	--	--	--	--

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する [実施時期] 平成30年度～	市	旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。 当事業を実施することにより、観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] (1)～(2)①

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(4)から移設				

[実施時期] 平成30年度～		<u>来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。</u>		
-------------------	--	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車展示・制作施設と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に提供するとともに、地域の憩いの場を提供する。 [実施時期] 平成30年度～	市	【位置付け】 観光資源となる八戸三社大祭の山車展示・制作施設と憩いの広場を整備することで、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「中心市街地における人口の社会増減数」の増加に寄与するため。	【措置の内容】 まちなかウォーカーブル推進事業 【実施時期】 令和5年度～	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2)②、(3)へ移設</u>				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] (1)～(2)①略

--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
旧柏崎小学校跡地広場整備事業【再掲】 [内容] 旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備する [実施時期] 平成30年度～	市	<u>旧柏崎小学校跡地に八戸三社大祭山車小屋と広場を整備し、山車制作場所を確保できない山車組に制作場所を提供するとともに、地域の憩いの場を提供するために広場を整備する。</u> 当事業を実施することにより、 <u>観光客が山車小屋を見学できるなど観光資源としての活用のほか、町内単位で制作される山車小屋が居住地の近くに整備されることで、コミュニティの維持や居住推進に寄与することが見込まれる。</u>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] (1)～(2)①略

(2) ②略

(3) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 [内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 [実施時期] 令和3年度～	市	【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ること、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	<u>[措置の内容]</u> <u>まちなかウォーカーブル推進事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和5年度</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへホコテン実施事業 [内容] 「まちなかをステージに」を合言葉に、メインストリートを交通規制し、市民に開放することで、市民参加型イベントを定期的開催する [実施時期] 平成21年度～	<u>株式会社ま</u> <u>ちづくり八</u> <u>戸・八戸商</u> <u>工会議所</u>	<u>【位置付け】</u> <u>来街者の増加に寄与する事業であり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> <u>【必要性】</u> <u>当該イベントを実施することで「歩行者通行量」の増加に寄与するため。</u>	市補助	
<u>(3)へ移設</u>				

(2) ②略

(3) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4) から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
はちのへホコテン実施事業 [内容] 「まちなかをステージに」を合言葉に、メインストリートを交通規制し、市民に開放することで、市民参加型イベントを定期的開催する [実施時期] 平成21年度～	<u>はちのへホ</u> <u>コテン実行</u> <u>委員会</u>	<u>平成15年から開催していた「にぎわいストリートフェスティバル」は、平成21年から名称を「はちのへホコテン」に変更するとともに、回数を増やすなど事業内容を拡充。商店街と一体となった市民参加型のイベントを定期的実施するなど、内容を充実させることで、さらなる賑わいの創出を目指す。</u> <u>当事業を継続することにより、まちなかでのイベントを介して、市民が集い、参加し、楽しめるという市民意識が高まり、来街者の増加が期待される。</u>	市補助	
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 [内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在	市	【位置付け】 ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ること、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられ		

<u>マチニワイイベント支援事業</u> <u>[内容]</u> <u>八戸マチナカ広場「マチニワ」において施設使用料を減免することで更なる利用促進を図る。</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和4年度～</u>	市	<u>【位置付け】</u> <u>施設の利用促進を図ることで、賑わい創出に寄与することから、目標1「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> <u>【必要性】</u> <u>「公共施設来館者数」及び「歩行者通行量」の増加に寄与するため。</u>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>【事業名】</u> <u>文化施設の広報・情報発信事業</u> <u>[内容]</u> <u>中心市街地において実施する文化施設のイベントの情報発信を行うことで、来街機会の創出や回遊性の向上を図る。</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和5年度(年2回掲載予定)</u>	市	<u>【位置付け】</u> <u>市内各戸配布の情報誌を活用し情報発信することで、文化施設及びイベントの認知度向上と施設間連携イベントの周知が図られ、市民等の来街機会の創出に寄与することから、目標1「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> <u>【必要性】</u> <u>当事業により来街機会の創出が図られ、「歩行者通行量」並びに「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。</u>	<u>【措置の内容】</u> <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和5年4月～6年3月</u>	<u>区域内の情報のみを掲載</u>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>八戸七夕まつり運営事業</u> <u>[内容]</u>	市及び株式会社まちづ	<u>【位置付け】</u> <u>来街者の増加に寄与する事業で</u>	<u>【措置の内容】</u> <u>デジタル田園</u>	

空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 <u>[実施時期]</u> <u>令和3年度～</u>		る。 <u>【必要性】</u> 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。		
<u>新規追加</u>				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容
(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>新規追加</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)から移設</u>				

毎年7月に七夕飾りで華やぐ三日町、十三日町等の路上を歩行者天国にし、多彩な催しを開催する [実施時期] 昭和26年頃～	<u>くり八戸・八戸商工会議所</u>	<u>あり、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。</u> <u>【必要性】</u> <u>当該イベントを実施することで「歩行者通行量」の増加に寄与するため。</u>	<u>都市国家構想交付金</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和5年度</u>
---	---------------------	---	---

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 [内容] 三日町・十三日町の街路をひと中心の居心地が良く歩きたくなるストリートへと再編し、歩行・滞在空間の充実を図るとともに、軒先空間を活用した商行為など屋外空間活用を推進する。 [実施時期] 令和3年度～	市	<u>【位置付け】</u> ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ること、賑わいや豊かな生活環境の創出に寄与することから、目標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」に資する事業に位置付けられる。 <u>【必要性】</u> 当該地区の整備と屋外空間活用により、来街機会の創出や回遊性の向上が期待され、「歩行者通行量」及び「公共施設来館者数」の増加に寄与するため。	<u>[措置の内容]</u> <u>まちなかウォーカーブル推進事業</u> <u>[実施時期]</u> <u>令和5年度</u>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(2)②へ移設</u>				
<u>(3)へ移設</u>				

--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>(4)から移設</u>				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
八戸七夕まつり運営事業 [内容] 毎年7月に七夕飾りで華やぐ三日町、十三日町等の路上を歩行者天国にし、多彩な催しを開催する [実施時期] 昭和26年頃～	<u>八戸商店街連盟</u>	<u>「八戸七夕まつり」は、夏の風物詩として半世紀を越える長きに渡って広く八戸圏域の住民に親しまれている。</u> <u>市民製作飾り付け展示など市民募集等を行うことで、積極的に市民参加を募るとともに、企業協賛七夕飾りの募集・展示を行う事で、賑わいを演出し、八戸を代表する年中行事の一つとして観光客や圏域住民の来街を促し、商業の振興を図る。</u>		
八戸市中心街ストリートデザインビジョン事業【再掲】 [内容]	市	<u>【位置付け】</u> ビジョンを策定し、関係者と情報共有しながら実現化を図ること、賑わいや豊かな生活環境		

<u>〔事業名〕</u> <u>更上閣ガーデンレストラ</u> <u>ントライアル事業</u> <u>〔内容〕</u> <u>更上閣にぎわい広場にお</u> <u>いて、キッチンカーなど</u> <u>を活用した実証試験を行</u> <u>い、賑わい拠点として位置</u> <u>付けることで、施設の認知</u> <u>度向上及び日常的な利用</u> <u>促進を図る。</u> <u>〔実施時期〕</u> <u>令和4年度～</u>	市	<u>〔位置付け〕</u> <u>施設の利用促進を図るこ</u> <u>とで、賑わい創出に寄与す</u> <u>ることから、目標Ⅰ「街な</u> <u>かの賑わい創出（来街機</u> <u>会の創出と回遊性の向上）</u> <u>」に資する事業に位置付</u> <u>けられる。</u> <u>〔必要性〕</u> <u>当該イベントを実施するこ</u> <u>とで「歩行者通行量」の</u> <u>増加に寄与するため。</u>		

三日町・十三日町の街路 をひと中心の居心地が良 く歩きたくなるストリー トへと再編し、歩行・滞在 空間の充実を図るととも に、軒先空間を活用した商 行為など屋外空間活用を 推進する。 [実施時期] 令和3年度～		の創出に寄与することから、目 標Ⅰ「街なかの賑わい創出（来 街機会の創出と回遊性の向上）」 に資する事業に位置付けられ る。 【必要性】 当該地区の整備と屋外空間活用 により、来街機会の創出や回遊 性の向上が期待され、「歩行者 通行量」及び「公共施設来館者 数」の増加に寄与するため。		
<u>新規追加</u>				

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 開催状況（第2期及び第3期計画に関して審議したもの）

① 全体会

第13回～第34回（略）

第35回八戸市中心市街地活性化協議会（令和5年4月27日）

・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の変更について

② 幹事会

平成24年度開催状況～ 令和4年度開催状況（略）

令和5年度開催状況

第1回（令和5年4月20日）

・第3期八戸市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について

③ 部会（略）

(3)～(4) 略

[3] 略

10.～12. 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (1) 略

(2) 開催状況（第2期及び第3期計画に関して審議したもの）

① 全体会

第13回～第34回（略）

② 幹事会

平成24年度開催状況～ 令和4年度開催状況（略）

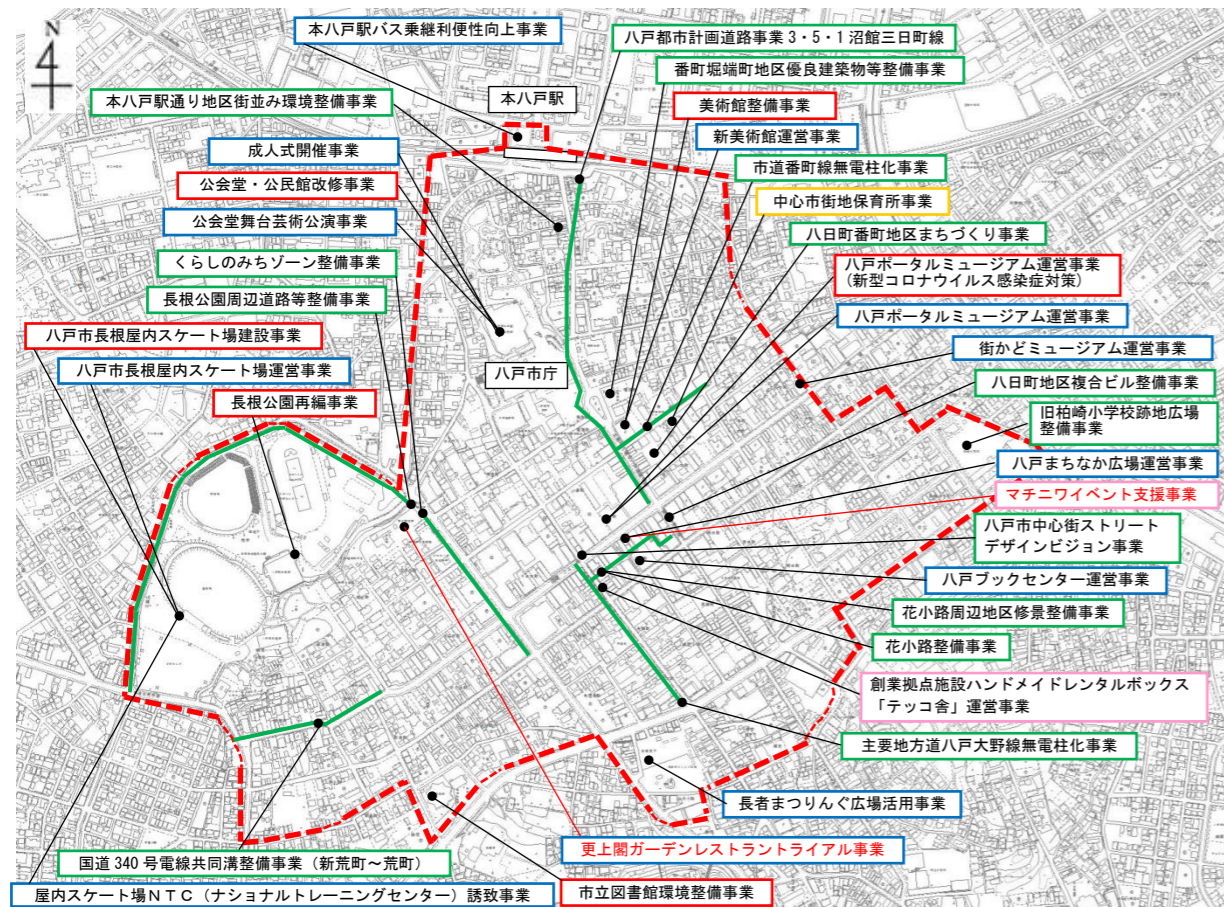
③ 部会（略）

(3)～(4) 略

[3] 略

10.～12. 略

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所（変更後）

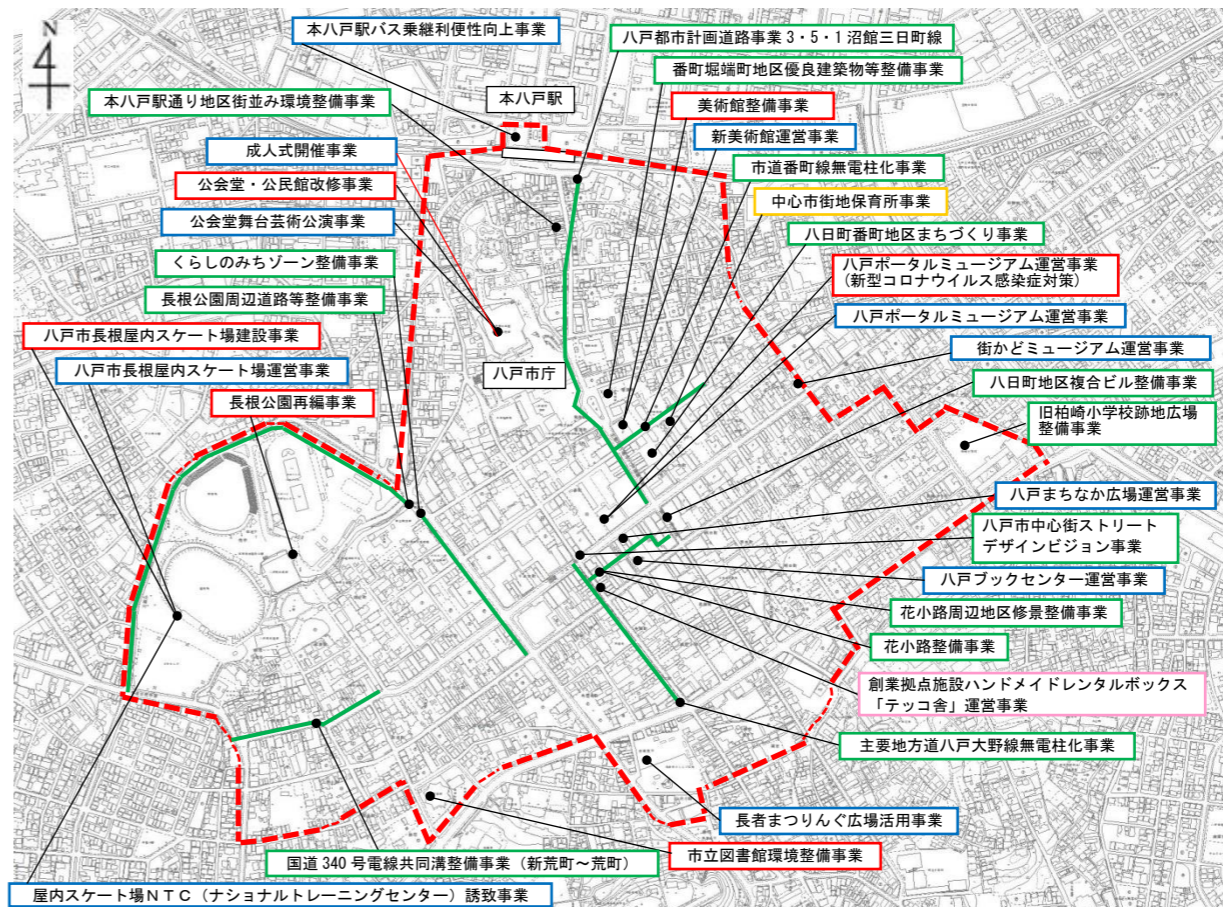


市街地の整備改善のための事業	都市福祉施設を整備する事業
まちなか居住推進のための事業	商業活性化のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業	

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
はちのへ空き家再生事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちなかヘルスアップ事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
まちなかの保健室事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
【フラット35】地域連携型	ポータルサイト「はちまち」運営事業	公開講座開催促進事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	タウンマネージャー設置事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	コンベンション誘致事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなかアート事業
はちのへまちなか活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	中心市街地にぎわい形成事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	都市再生推進法人事業
横丁活性化事業	大学サテライト事業	はちのへAI（アイ）中心街・バス活性化プロジェクト事業
		文化施設の広報・情報発信事業

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施個所（変更前）



市街地の整備改善のための事業	都市福祉施設を整備する事業
まちなか居住推進のための事業	商業活性化のための事業
全ての事業と一体的に推進する事業	

区域全体にわたる施策

まちなか住宅取得支援事業	まちなか講座事業	訪日外国人旅行客受入支援事業
はちのへ空き家再生事業	商店街ポータルサイト運営事業	中心街まちぐみプロジェクト事業
まちなかヘルスアップ事業	市日はちのへ楽市楽座事業	市内幹線軸等間隔運行事業
まちなかの保健室事業	まごころ宅配サービス事業	八戸圏域路線バス上限運賃政策
ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	はちのへホコテン実施事業	企画乗車券「まちパス」発行事業
【フラット35】地域連携型	ポータルサイト「はちまち」運営事業	公開講座開催促進事業
まちなか生業応援事業	市民大学講座開催事業	タウンマネージャー設置事業
IT・テレマーケティング関連産業立地促進事業	八戸三社大祭開催支援事業	八戸七夕まつり運営事業
中心市街地オフィスビルパートナー制度事業	中心市街地活性化協議会支援事業	コンベンション誘致事業
中心商店街空き店舗・空き床解消事業	八戸えんぶり開催支援事業	まちなか共通駐車券運営事業
はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	はちのへ菊まつり運営支援事業	まちなかアート事業
はちのへまちなか活性化プロジェクト事業	八戸三社大祭GPS多言語ガイドサービス導入事業	中心市街地にぎわい形成事業
中心市街地商業機能誘致事業	まち歩き推進事業	都市再生推進法人事業
横丁活性化事業	大学サテライト事業	はちのへAI（アイ）中心街・バス活性化プロジェクト事業